

別記様式第4号（別記1の第6の2関係、別記4の第6、別記5の第6の1、別記8の第6の1の（2）及び4の（2）関係）

農水第1855号
令和6年8月30日

鳥取県知事 平井 伸治 殿

所在地 鳥取県東伯郡琴浦町徳万 591-2

団体名 琴浦町

(琴浦町鳥獣対策協議会)

町長 福本 まり子

(公 印 省 略)

令和5年度鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、鳥獣被害防止対策促進支援事業（中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業）に関する改善計画について

令和5年度において鳥獣被害防止総合対策交付金で実施した事業について、当初事業実施計画の目的の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

1 事業の導入及び取組の経過

令和2年度に策定した鳥獣被害防止計画に基づき、交付金を活用して有害鳥獣捕獲強化による鳥獣被害対策を推進した。

また、令和3年度にはワイヤーメッシュ柵を総延長L=5,400m、電気柵（2段）をL=330m、令和4年度にはワイヤーメッシュ柵を総延長L=2,306m、電気柵（2段）を総延長L=3,902m、令和5年度にはワイヤーメッシュ柵を延長L=540m、設置した。

有害捕獲についてイノシシを令和4年度に162頭、令和5年度に297頭とニホンジカを令和4年度に34頭、令和5年度に64頭を捕獲した捕獲者に対し奨励金を交付した。

2 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点

侵入防止柵の整備が進んだ地区では被害の大幅な軽減が図られたが、イノシシの被害が平地部にまで拡大し、柵未整備地区、また被害のなかった飼料用トウモロコシなどの品目でも被害が発生した。加害獣の中でもイノシシの推定個体数が増加傾向にあったことが出没の増加につながり、これらが目標が未達成となった大きな要因と考えられる。

その一方で、一部地区では点検の不備があったこと、加害個体の捕獲につながらなかった捕獲わながあったことも一因と考えられる。

3 実績及び改善計画

(様式) 被害防止計画の達成状況に係る部分

区分	指標	対象 鳥獣	被害防止計画の達成状況					達成率 (%)	備考
			目標 (令和 5年)	基準年度 の実績(令 和2年)	1年目 (令和3 年)	2年目 (令和4 年)	3年目 (令和5 年)		
被害防 止計画 の軽減 目標)	被害金 額(千 円)	—	—	—	—	—	—	—	
	被害面 積(ha)	イノシシ	74 a	107 a	263 a	178 a	200 a	-281%	
		カラス類	58 a	84 a	0 a	0 a	0 a	323%	
		合計	132 a	191 a	263 a	178 a	200 a	-15%	

(注) 1 指標は、被害防止計画と整合をとること。

2 被害防止計画の達成状況のうち、「目標」、「基準年度の実績」は被害防止計画から転記し、それ以外は被害防止計画に基づく取組実績を記載すること。

3 各指標ごとの合計も記載すること。

4 被害防止計画を見直し、目標の変更を行った場合は、備考欄に新たな目標を記載すること。

(様式) 施設の利用計画に係る部分(整備事業を実施した場合に記載)

区分	指標	事業実施後の状況					改善計画			
		目標 (令和 5年)	計 画 策定時 (令和2 年)	1年目 (令和 3年)	2年目 (令和 4年)	3年目 (令和 5年)	改善計 画策定 (令和 6年)	1年目 (令和 6年)	2年目 (令和 7年)	3年目 (令和8 年)
	利用量 (km、 ha等)	97km	17 km	29 km	41 km	43 km	97 km	55 km	76 km	97 km
	利用率 (%)	100	18	30	42	44	100	56	78	100
	収支差 (千円)									
	収支率 (%)									
	累 積 赤字 (千円)									

(注) 1 利用率は、当該年度の数字を目標年度の数字で除して求める。

2 収支率は、収入/支出×100とする。

- 3 目標年が4年以上の取組等、必要に応じて、適宜欄を追加して記入すること。
- 4 協議会の構成員が申請する場合は、参画協議会名も記載すること。
- 5 区分の欄は、鳥獣被害防止施設、食肉利用等施設、捕獲技術高度化施設等と記載すること。

4 改善方策

引き続き交付金等を活用した有害鳥獣捕獲の推進を実施することで、個体数削減を図るとともに、侵入防止柵の未整備地域への設置を行うことで、直接的な被害の低減を図る。併せて侵入防止柵周辺の管理を徹底することで、一体的に運用する箱わな等の捕獲機材への誘導効果により効率的な捕獲を図る。

また、被害発生時には、実態の把握に努め、情報を関係機関と共有し、早期に被害低減の対策を講ずる。被害のあった農地における侵入防止柵の設置などの被害対策を所有者に周知し、取り組みを強化することで事業達成を図る。

また、捕獲従事者の確保及び育成・捕獲講習会の開催等による捕獲体制の維持強化のほか、被害発生地域の住民への意識啓発・鳥獣害に強い地域への意識付けを推進し、地域ぐるみでの被害軽減を図る。

5 改善計画を実施するための推進体制

関係機関	役割
琴浦町	鳥獣による被害防除、捕獲、協議会の運営に関すること
鳥取中央農業協同組合	鳥獣による被害防除、捕獲、協議会の運営に関すること
琴浦町農業委員会	鳥獣による農業被害の情報の収集に関すること
鳥取県農業共済組合中部支所	鳥獣による農業被害の情報の収集に関すること
大山乳業農業協同組合	鳥獣による農業被害の情報の収集に関すること
琴浦町内地域の代表	鳥獣による農業被害の情報の収集に関すること 町内地域の事業実施に関すること
鳥取県猟友会琴浦地区	鳥獣捕獲体制、担い手研修、捕獲技術の指導等に関すること
鳥取県中部総合事務所農林局 ・環境建築局	全体計画の助言に関すること
鳥取県鳥獣対策センター	全体計画の支援に関すること
鳥取県生活環境部自然共生社 会局自然共生課	全体計画の支援に関すること